

## 別府商工会議所臨時貸室規定

- 第 1 条 商工会議所の臨時貸室は、当所の運営に支障のない場合は使用を認める。尚、連続使用は、3日間を限度とする。
- 第 2 条 臨時貸室の使用については、原則として、商工業振興についての集会、会議の場合認める。但し、公序、良俗に反しない善良な、管理責任を有する者の集会、会議で当所において、必要と認められるものについては、この限りではない。
- 第 3 条 (使用許可条件)  
臨時貸室の使用に当たっては、次の各号に掲げる条件を付する。  
(1) 所定の申込書に該当個所を記入して申込書を提出する。  
(2) 使用目的以外の施設および付属設備、その他器具を使用しないこと。  
(3) 付属設備その他の器具を室外に持ち出さないこと。  
(4) 許可なく、張紙の糊付け(テープ等)、釘類(押しピン等)を使用しないこと。  
(5) 許可なく、特別の設備又は、特殊物を搬入しないこと。  
(6) 許可なく、所定の場所以外で飲食し、又喫煙しないこと。  
(7) 収容人員は、許可された範囲を越えないこと。  
(8) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。  
( 喧騒、粗暴の挙動をしないこと。)  
(9) 使用時間は、許可された時間内で使用すること。  
(10) 所定の場所以外で火気の使用をしないこと。
- 第 4 条 使用料は、別表のとおりとする。  
使用許可がおりてのち、使用料(前納)を支払うこと。  
但し、テナントの方はテナント特別料金とする。  
(1) 特別の場合は、特別料金申請書の許可がおりた時に、特別料金を適用する。  
(特別とは、当会館テナントが使用する場合にかぎる。)  
(2) その他官庁関係に限り、特別料金申請許可がおりたものを適用する。
- 第 5 条 (使用目的以外の禁止)  
使用者は、当者の使用許可を受けた目的以外に使用し、又は、その使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- 第 6 条 (使用の不許可)  
当所は、次の各号に該当するときは、使用を許可しない。  
(1) 暴力団又は、暴力団に類似した者が、介入した催しには、一切会場は貸与しない。使用許可後であっても、上記の件が判明した時点で即刻貸与を取り消すものとする。この取り消した事による損害については、当所は一切賠償責任を負わないものとする。  
(2) 当所の運営上やむえない事情があるとき。  
(3) 建物及び付属設備又は、備品等を破損又は滅失するおそれがあるときは、使用許可中といえども、使用を断ることがある。この場合、使用者においては、異議又は、損害の申し出をすることができない。  
(4) 使用中であっても、使用者に不都合な行為があると認めるときは、その許可を取り消し、使用を中止させる。  
(5) 使用料未納者。  
(6) 市外の方で、物品の販売・展示・試食・宣伝等の販売活動や、営利を目的とするもの。  
※いったん使用許可のおりたものに対する使用取り消しについては、当所使用許可取り消し通知書を発行する。
- 第 7 条 (使用者の管理義務)  
(1) 使用者は、使用期間中建物及び付属設備、備品等の使用については、善良なる管理を怠ってはならない。  
(2) 使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備、その他を現状に復さなければならない。又、使用許可の取り消しを受けたときも同様とする。
- 第 8 条 (損害賠償)  
使用者は、その使用により建物若しくは、付属設備、備品等を毀損し又は、汚損し、若しくは滅失したときは、それに相当する額を賠償しなければならない。(何人の行為であっても使用責任者においてこれが賠償の責を負う。)
- 第 9 条 (申込使用許可書)  
会議室を臨時使用とする者は、所定の申込書を提出し、許可された時は、使用許可書の交付と同時に別に定める使用料を前納しなければならない。
- 第 10 条 (既納使用料の返戻)  
ただし、下記に該当する場合には、その全部又は一部を返戻することがある。  
(1) 不可抗力又は、当所の必要により使用することができなくなったときは、全額払い戻しする。  
(2) 使用者の事情により取り下げたときは、次の期間により返戻する。  
(イ) 1ヶ月以内 80%  
(ロ) 20日以内 60%  
(ハ) 10日以内 30%  
(ニ) 5日以内は返戻しない。
- 第 11 条 (管理者の免責)  
使用者が貸室並びに付属施設を使用中発生した、下記事項については、当所は、その責を負わないものとする。  
(1) 使用期間中、窓から身をのり出し転落したとき  
(2) 第三者の不法占拠等により事故が発生したとき  
(3) 非常ベルが作動したため、事故が発生したとき  
(4) その他、付属施設を操作中、事故が発生したとき  
(5) 使用者が搬入した物品等の盗難事故が発生したとき  
(6) 天災、地震等により、事故が発生したとき
- 第 12 条 (冷暖房使用期間)  
冷房 6月 1日から 9月30日まで  
暖房 11月 1日から 3月31日まで
- 第 13 条 (使用の取り下げ)  
臨時貸室の使用許可を受けた者が、使用の取り下げをしようとするときは、所定の用紙に許可書を添えて、当所に提出しなければならない。
- 第 13 条 (実施の時期)  
本規定は、昭和63年4月1日より実施する。

別府商工会議所会議室使用料

別表

会議室	面積(坪)	定員(人)	料金 円/h(税込)		
			会員	テナント	非会員
大会議室	53.16	90	3,000	2,700	3,700
小会議室	23.01	45	3,000	2,700	3,700

※ 減免規定

使用する団体、使用する目的によって減免の措置をすることができる。

附 則

本改正別表は、平成26年8月4日より実施する。